

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により変更届出書の提出のあった下記の変更後の開発事業について、条例第21条第2項の規定に基づき第19条の規定を適用し、同条第1項に規定する協定を締結したので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、同条第4項の規定により当該協定の写しを縦覧に供します。

平成28年11月 / 日

仙台市長 奥山 恵美子



記

1 事業者の住所及び氏名

住所 仙台市泉区実沢字中山南31番5

氏名 株式会社ニューワールドビルメン 代表取締役 菅原 万里江

2 開発事業の名称及び目的

名称 建設残土捨場及び河川改修事業

目的 建設残土捨場及び河川改修

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市泉区実沢字六堂屋敷1-6 外25筆

面積 46,200平方メートル

4 協定の写しの縦覧の期間及び時間

期間：平成28年11月1日から条例第22条の規定による完了の届出の日まで

（ただし、仙台市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）

時間：午前8時30分から午後5時まで

5 縦覧の場所

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課